

令和8年度石垣市指定結婚相談所利用者支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度石垣市指定結婚相談所利用者支援業務

2. 目的

石垣市在住の結婚を希望する独身男女であって、市がプロポーザルにより指定、委託した結婚相談所（以下「指定結婚相談所」という。）の会員となることを希望する者に対し、異性の紹介や出会いの機会づくりのためのサービス（サービス利用者の活動支援や業務の実施に係る事務処理等を含む）を提供することを目的とする。

3. 対象者

会員として指定結婚相談所を利用する者は、石垣市内に住所を有する独身者であって、次の要件の全てを満たす者とし、人数は10人以内とする。

- (1) 20歳以上40歳以下の方
- (2) 結婚を前提として指定結婚相談所が提供する結婚相手紹介サービスに参加する意思がある方
- (3) 男性にあっては定職に従事している方
- (4) 婚姻後も継続して市内に居住する意思がある方
- (5) 市税を滞納していない方
- (6) 6か月間継続して活動できる方

4. 業務の内容

指定結婚相談所が会員に提供する業務内容は、次のとおりとする。

なお、事業者が市及び対象者に提供するサービスは、「指定結婚相談所利用者支援業務委託プロポーザル」に伴う企画提案書に沿った内容及び水準とすること。やむを得ず企画提案時の内容から変更が生じる場合は、見積書の提出前に、あらかじめ事業担当課（ふるさと創生課）の了承を得ること。

(1) 提供すべきサービスの内容

ア 結婚相手紹介サービス

会員となった市内の独身男女に対し、次の①から③に掲げる異性の紹介や勧誘などの結婚相手紹介サービス（以下「結婚相手紹介サービス」という。）のいずれかひとつ又は複数のサービスを、入会の日から継続して6か月間に亘り提供すること。

① 仲人型

専任の婚活コンシェルジュが、会員に合った相手の紹介や交際等のアドバイスやサポートを行うもの

② データマッチング型

会員がプロフィールや相手の希望条件等を登録し、同様に登録をしている異性の紹介

を受けるもの

③ インターネット型

結婚相談所に登録された情報サービスの利用、アクセス権限を会員に付与し、会員が自分のプロフィールや相手の希望条件を登録のうえ、相手を検索して希望相手にお見合い等を申し込むもの

イ 会員向け相談支援

会員となった市内の独身男女に対し、婚活コンシェルジュによるシステム操作説明、コミュニケーションやお見合いに関するアドバイス、カウンセリング、情報提供、お見合い等の事前調整、その他のサポートを行うこと。

ウ 周知広報

アの結婚相手紹介サービスの参加者を募集するため、チラシ制作（データ及び紙媒体）・配布及びその他の広報に関する業務

エ 庶務

ア、イその他当該業務を遂行するために必要とされる市や会員等との連絡調整、報告、アンケート調査等その他の事務処理

(2) 提供すべきサービスの量

ア 結婚相手紹介サービス

指定結婚相談所は、会員の入会から6か月の間、会員一人当たりに対し、前項のア結婚相手紹介サービスのうち①から③の区分に応じ、次に記載する回数以上の登録会員の紹介等を行うこととする。ただし、前項アの①から③のうち複数のサービスの提供を行う場合は、次のうちいずれかひとつのサービスにおいて、記載した回数以上の提供がされればよいものとする。

① 仲人型

平均して月5人以上の紹介があること。

② データマッチング型

平均して月5人以上の紹介があること。

③ インターネット型

毎月5人以上の独身者にお見合い等の申し込みが可能であること。

イ 周知広報

周知広報に係る募集チラシの印刷部数及びその他の広報や回数については、市と受託者の協議により定めるものとする。

広報期間は、原則として結婚相手紹介サービスの利用者募集期間と同期間とする。

広報内容についても指定結婚相談所と市で協議して決定するものとする。

(3) 提供される独身者情報

ア (1) 及び (2) により提供される独身者情報は、会員より申し出のあった生活状況や希望条件を尊重したものであること。

イ ビッグデータや人工知能(AI)分析による相性診断に基づく紹介など、客観的に合理性があると判断される場合は、前号の定めによらず提供の対象とすることができるものとする。

5. 業務実施手順

業務の実施手順は次の各号の手順によるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は各号の順序が前後することを妨げない。

- (1) 指定結婚相談所と市が、当該業務に関する委託契約を締結する。
- (2) 市民に対し、当該業務により提供されるサービス等の周知及び参加者の募集を行う。
- (3) 指定結婚相談所は、利用を希望する市内の独身男女より、直接、結婚相手紹介サービスの入会申し込みを受ける。
- (4) 会員である市内独身男女は、指定結婚相談所が保有する独身男女登録者情報に基づく婚活（紹介、お見合い申込み等）を実施する。
- (5) 指定結婚相談所は、6. 費用負担に応じ、市に対し、毎月、会員情報の入会や活動に係る情報提供を行うとともに、入会及び活動状況に応じた委託料を概算払いで請求する。
- (6) 会員である市内独身男女は、6. 費用負担に応じ、個人負担分の費用を指定結婚相談所に支払うものとする。
- (7) 指定結婚相談所は、会員の入会から5か月が経過する日より前の時点で、会員に対し、入会継続に係る意向確認を行う。
- (8) 会員が継続を希望する場合は、6. 費用負担に応じ、費用を自己負担して活動を継続する。

6. 費用負担

- (1) 4. (1) の提供すべきサービスの内容のうち、ア結婚相手紹介サービス及びイ会員向け相談支援に要する費用（初期費用、入会登録料、活動サポート費、月会費、成婚料、お見合い料等（以下「活動費用」という。））は、市が指定結婚相談所に対し、会員の入会実績に応じ会員一人あたり最大12万円を支払うものとする。
- (2) 会員は会員一人あたりの活動費用から市が負担した額を差し引いた額を支払うものとする。
- (3) 活動費用に関する市と会員の負担配分は、指定結婚相談所の提案額に応じ、市と指定結婚相談所が協議の上定めるものとする。
- (4) 6か月経過した後に、会員である市内独身男女が継続して結婚相手紹介サービスの提供を希望する場合は、必要な活動経費の全額を自己負担して、活動を継続できるものとする。
- (5) 4. (1) の提供すべきサービスの内容のうち、ウ周知広報及びエ庶務に係る費用は、原則、市が負担するものとし、実績に応じた費用を支払うものとする。

7. 事業者提案によるサービスの提供

4. 業務の内容に示したサービスの提供に加え、「指定結婚相談所利用者支援業務委託プログラム」に伴う企画提案に沿った、事業者の創意工夫に基づく追加的なサービスを提供するものとする。

8. 業務報告・成果品

指定結婚相談所は、事業が終了した時点で、成果品として会員の活動報告書（任意様式。個別の会員の紹介数、お見合い申込み数、交際数、成婚数、サポート内容及び回数等）を提出するものとする。

9. その他

- (1) 指定結婚相談所は、本業務を実施するにあたり、市や会員その他の関係者との連携を図るものとする。
- (2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託してはならない。
- (3) 提出された成果品は、当市に帰属することとする。
- (4) 業務について、指定結婚相談所の責めに帰すべき事由により、市、会員又は第三者に損害を与えた場合には、指定結婚相談所がその損害を賠償することとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて指定結婚相談所と市で協議してその取扱いを定めるものとする。
- (6) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとする。指定結婚相談所は、取得した個人情報のうち、市が業務上必要と認めた情報を市に提供するものとする。
- (7) 本業務を実施するにあたって、本仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

10. 担当部署

石垣市企画部ふるさと創生課地域創生係（担当：登野城、平良）

TEL：0980-87-9000

E-mail：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受託者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第3 受託者は、委託者の承諾がある場合を除き、業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第4 受託者は、委託者の承諾がある場合を除き、業務を行うために委託者から提供を受けた個人情報を複写及び複製してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、業務を行うために委託者から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除の措置及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。